

第4次金沢市建築物耐震改修促進計画（骨子案）についてのパブリックコメントにおける意見の概要と金沢市の考え方

- 1 募集期間 令和7年12月1日（月）～令和7年12月30日（火）
- 2 提出方法 メール、郵便、ファクシミリ又は窓口へ持参
- 3 意見数 意見者数3名 意見数10件

No	いただいたご意見の概要	金沢市の考え方（回答）
1	住宅の部分耐震改修工事を認めるべきである。	<p>本市では、旧耐震基準の住宅について、建築物全体を国が定める基準まで補強することを、耐震改修工事の基本としています。</p> <p>ただし、経済的な理由等により前述の耐震改修工事が困難な場合、段階的な補強工事（当面の間、1階は国が定める基準以上とし、2階は将来的に基準以上にする等）も、命を守る観点から有効と考え、本市補助制度の対象としています。</p> <p>一方で、住宅の部分的（一室のみ等）な補強は、地震発生時の安全性確保を保証できないことから、推奨しておらず、本市補助制度の対象として認めておりません。</p> <p>なお、実験などにより強度が確認された耐震シェルター等については、命を守る対策として有効であると考えており、今後は市民への普及啓発を図ってまいります。</p>
2	住宅の減災方法で耐震シェルターが示されていますが、検索しましたが今ひとつピンときません。メーカーはいろいろあります。耐震シェルターの市民理解は進んでいるのでしょうか。	<p>令和6年能登半島地震では多くの家屋が倒壊したことから、国は「木造住宅の安全確保方策マニュアル」を公表し、耐震化に加えて、耐震改修等を実施できない場合には居住者の命を守る観点から、地震被害のリスクを低減する方策（減災対策）も有効であるという考え方を示しました。</p> <p>本市では、これまでも耐震シェルター等による減災対策の周知・普及を進めてきましたが、家具の転倒防止やガラスの飛散防止フィルム</p>

		<p>等に比べて、一般の方にとっては認知度や理解度は低いと思われますので、国のマニュアル公表を踏まえ、経済的理由等から耐震化を躊躇する市民に対して、国や地方公共団体等で一定の評価を受けたものや、公的試験機関等により一定の評価を受けたもの等を紹介するなど、有効な減災対策の一つとして、積極的に普及・啓発してまいります。</p>
3	<p>賃貸物件に住む市民は多いと思います。</p> <p>ア) 現在、住んでいる建物の耐震性はどこに確認すればいいのでしょうか。</p> <p>イ) 住み替えする場合、耐震性の情報は不動産会社で分かるのでしょうか。</p>	<p>旧耐震基準の建築物に関する「耐震診断記録の有無」および「耐震診断記録がある場合にはその内容」については、重要事項説明に該当しますので、まずは賃貸人等（仲介不動産会社、管理会社、家主等）にお問い合わせください。</p>
4	<p>現状は耐震改修のハードルが高すぎる。全スケルトンにして 3,000 万円の費用がかかる。仕事柄、耐震相談の電話を受けることがあるが 60～70 代が多く、耐震補助金で手出しがほぼ無しでできている。県の HP で公表している価格や部分耐震を無くし正しい内容で告知していく必要がある。</p>	<p>本市補助制度では、旧耐震基準の木造戸建住宅の耐震改修工事に対して上限額 280 万円の補助金をご活用いただけます。あわせて石川県とも連携し、工事に係る解体部分を最小限にとどめる「低コスト工法」を紹介する等、耐震改修に係る経済的負担の軽減に取り組んでいます。</p> <p>また、国は高齢者世帯の耐震化を促進するため、高齢者向け耐震改修融資（リバースモーゲージ型）を無利子又は低利子で受けることができる新たな支援制度を創設しています。</p> <p>引き続き、石川県等と連携して、耐震化にかかる相談会の開催やホームページ等を通じ、耐震化に関する情報発信を的確に行ってまいります。</p>
5	<p>1 階部屋のシェルター化</p> <p>・骨子案にもありましたが、これが現実的に 1 番良いと思います。</p>	<p>ご意見 1 に対する回答の通りです。</p>

	<p>家全体だと 3,000 万円になるが、1 部屋だと 200～300 万円。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下屋が良いが無ければ居間に一番近い部屋に設置（能登地震で 2 階が落ちた圧死が 30～40%だった）。 ・部屋内に柱を立て、細かく梁で結び合板で囲むような方法（基礎をどうするかは要検討）。 ・シェルター化の仕様・施工をマニュアル化し、どの建築会社でも同じ工事内容になるようにして、耐震補助金申請を簡略化していく。 	
6	<p>和室居間のガラス板戸を襖戸に変える補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時には、ガラスが割れ散り裸足で動けなくなる。シェルター部屋に移動できなくなる。 ・玄関ガラス引き違い戸も交換対象にする。 	<p>住宅の耐震化に直接影響しない工種を補助金の対象にすることは難しいと考えております。</p> <p>ただし、地震発生時に身体的被害を防ぎ、安全に避難するためには事前に対策をしておくことが重要であると認識しておりますので、ガラスの飛散防止フィルムについて、家具の固定等とあわせて普及啓発を図り、市民の防災意識向上に取り組んでまいります。</p>
7	<p>アルミカーポートも補助金で推奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時には、瓦が落ちてきて危険であり、車が使用不能になるため。 ・震災時は車での避難や寝泊り、唯一の情報源が車のラジオとなるため。 	<p>住宅の耐震化に直接影響しない工種を補助金の対象にすることは難しいと考えております。また、本市としては、住宅の耐震化は人的被害の軽減のみならず、地震発生後も自宅での生活を可能とし、災害関連死の抑制にも有効であると認識しております。</p> <p>なお、地震発生時の自家用車の役割等については、ご意見として承りました。</p>
8	<p>外壁をガルバリウム板金や金属サイジングで上貼りした場合に、ヌキ下地の評価をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現実的に強くなっているはず。ねじれにも強いはず。 	<p>本市の耐震改修工事の評価は、建築基準法に規定される耐力壁や、耐震改修促進法の技術指針に沿った仕様や工法等に準拠しておりますので、これらに該当しない場合、その強度を評価することはできません。</p>

		引き続き、国や研究機関等の実験等において、新たに同様の評価がなされた仕様や工法等の状況を注視してまいります。
9	<p>昭和 56 年～平成 12 年までに建築された住宅にも補助金を出す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偏りがひどく、1 階中心部に耐力壁が全くない家もかなり多い。 	<p>昭和 56 年～平成 12 年までに建築された木造住宅についても、令和 6 年能登半島地震の際、被害が発生したことは市としても認識しております。このため、り災証明が発行され耐震性が低下した被災木造住宅については、建築年代に関わらず補助制度の対象としております。</p> <p>また、被害を受けなかった木造住宅であっても同時期に建てられたものについては耐震性能の検証が望ましいと考えています。具体的な検証方法として、国のホームページ等で「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法(新耐震木造住宅検証法)」が公開されていることから、市民や事業者等に対して積極的に周知・普及を図ってまいります。</p>
10	<p>評点 1 でも逃げる時間を稼ぐだけ。それなら家が潰れてもいいので、シェルター化して命だけ守る事に注力。しかも安価にできる。</p> <p>地震ですぐに家を飛び出るのはあまりに危険。避難グッズなども玄関ではなくシェルター化された部屋に置き、揺れが収まり落ち着いて用意して外に出ていくのが現実的です。</p>	ご意見 1 に対する回答のとおりです。

(注) ご意見については、論旨に影響のない範囲で要約・意識して記載しております。